



廃 対 第 2 6 5 号  
令 和 2 年 11 月 10 日

一般社団法人奈良県産業廃棄物協会会長 殿

奈良県水循環・森林・景観環境部  
廃棄物対策課長



**保管事業者の責によらず処分期間内に処分を委託できないこととなる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（安定器・汚染物等）の取扱いについて**

平素は、県政の推進について格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、別添のとおり、環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長から、令和2年10月30日付け環循施発第2010302号で通知がありましたので送付いたします。

つきましては、貴会員に周知していただきますようお願い申し上げます。

**【問合せ先】**

〒630-8501 奈良市登大路町30  
奈良県水循環・森林・景観環境部  
廃棄物対策課産業廃棄物第二係  
Tel : 0742-27-8746 (直通)  
Fax : 0742-22-7482